

## 「ちょこっとコメント」－県教委 11月定例会議（11/19）を傍聴して－

・現在の学校でのコロナ対応から、平常に戻りつつある学校の様子がうかがえます。しかし、二学期当初の分散登校や制限された部活動などの異常事態は、未だに子どもたちの学校生活に計り知れない影を落としています。

それらの話題の上がることがほとんどなかった今回の会議を傍聴しながら、コロナを機に増えたと言われる不登校生徒への対応や就学支援を必要とする生徒への具体的な支援など、これまでの知見や客観的な検証に基づいた施策を主体的かつ迅速に進めることを県教育委員会に強く求めます。

・教育委員の参加行事に関して、高校の周年記念式典・いじめ防止フォーラム・教育事務所長との意見交換会での報告がありました。これらの行事が実際の学校生活とは無縁なものではないにせよ、学校の日常をそのまま反映したものではありません。

現在の学校の状況を理解するには、周到に準備された行事や式典だけでなく、子どもたちの日々の姿や教員の校務に関する声などを、あらゆる手段を通じて見聞きすることが必要です。教育委員にはそれを積極的に行う責務があり、教育委員会事務局にはそれを手抜きせずに提供する任務があるはずです。

・県教委のホームページでは、相変わらず定例会議の「会議録」の掲載が今年4月までで止まったままです。それどころか、今回の議題などの「会議の概要」さえも掲載されていません（11月末現在）。

この事態は、今回の会議において非公開議案が全8議案中7議案を占めることとあわせ、情報公開の観点からも明らかに異状です。そして、「教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない」ことを定めた「地方教育行政法第14条9項」に、群馬県教育委員会は明確に違反しています。

（以上）